

平成 19 年 12 月 13 日

大阪市長 關 淳 一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 18-01-91 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 18 年 9 月 5 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係所属が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

- 1 事務専決規程等の手続きに基づく組織としての適正な意思決定を経ずに作成された文書の勧告を機にした使用の中止。
- 2 税務担当（市民税）の職員に対し、使用中止に至った経過及び理由説明。それに併せて、帳票作成に際しては関係規程に基づき必要な手続きを取るようとの指導の実施。
- 3 東淀川区役所の全職員に対して、平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 2 月 22 日の 2 日間で、コンプライアンス研修を実施し、本案件について報告。更に、再発防止に向けた関係法令・規程遵守の周知徹底。

（参考）勧告の概要

- 1 事務専決規程、区役所課長会等専決規程等の諸規定に従った組織としての意思決定が為されていない帳票が、東淀川区役所税務課市民税係で使用されていること。
- 2 上記の状態の背景事情については、一定の理解はできるものの、帳票作成にあたっては、適正な手続きに基づいて行うこと。